

令和 7 年度 警報等発表時（県全域または、和歌山市）の措置について

1. 暴風警報または大雨警報発表の場合（特別警報発表を含む）

登校前

○ 自宅待機とする。

☆ 暴風警報または大雨警報が午前 7 時 3 0 分までに解除（7 時 3 0 分を含まない）になったときは平常通り授業を開始します

***午前 7 時 3 0 分以降は警報が解除された時刻の 7 0 分後に授業を開始します**

☆ 学校が午前までの短縮授業の日は、午前 9 時現在に発表中のとき、臨時休業となります。

☆ 暴風警報または大雨警報が午前 1 1 時現在に発表中のとき、臨時休業となります。

給食について

午前 6 時までに警報解除となった場合・・・給食はあります

午前 6 時現在で警報発表中の場合・・・給食はありません

※ 洪水警報のみの場合は臨時休業とはなりません、地域の状況により洪水や浸水のため危険と判断される場合は、自宅待機とします。

※ 警報が発表されていなくても、今後警報の発表が予想される場合、地域的に危険が予測される場合、風雨等の被害がひどく、生徒の登校が困難な場合は、登校の一時見合わせや休業の措置をとることもあります。その場合は、teturu にて連絡します。

また、teturu で連絡がなくても、周囲の状況を見て、ご家庭で登校が困難と判断された時も登校見合わせや、休みの判断をしていただいてもかまいません。その際は必ず学校に連絡をください。

登校後

○ 気象状況、道路状況などから生徒が安全に帰宅できると判断したときは、速やかに下校の措置をとります。

○ 帰宅させることでより危険を増すと考えられるときは、下校させず危険性がなくなるまで学校に待機させます。なお、特別警報が発令された場合は、学校待機とします。

2. 地震が発生した場合

登校前

○ 和歌山市で震度 5 弱以上の地震を観測した場合、臨時休業とします。

○ 震度に関係なく、津波警報や大津波警報が発表されている等、危険が予測される場合は、臨時休業とします。その場合は、teturu にて連絡します。

○ 津波警報や大津波警報の場合は、「防災わかやま」やテレビ・ラジオなどの情報により適切な行動をとってください。

登校後

○ 震度に関係なく、津波・火災等の危険が予測される場合は、生徒を安全な場所に避難誘導し情報収集の上で、待機させるか下校させるかを決定します。

3. 避難勧告、避難指示により学校が避難場所となる場合は、臨時休業とします。